

静岡ヘリポート条例施行規則の一部改正案の概要

1 規則等の案の題名

静岡ヘリポート条例施行規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡ヘリポート条例（平成15年静岡市条例第239号）第12条

3 改正の趣旨

2024年1月に発生した羽田空港地上衝突事故を契機として、航空機に係る地上業務を行う事業者に対する安全監督体制の強化のため、航空法施行規則（以下「省令」という。）が改正されました（令和7年11月27日公布、令和7年12月1日施行）。

同改正において、空港の設置者が①地上業務を行う事業者に対して事故防止措置を講じさせること②国が行う調査等に協力することについて規定されました。また、②の調査等の結果により必要があるときは、国が空港管理者に対して、事業者の構内営業の停止、営業承認の取消し等の指示を行い、空港管理者は同指示に基づく措置を行わなければならなくなりました。

このことに伴って、構内営業許可に係る制度を設けていない場合、早急に同制度を導入する必要があることから、静岡ヘリポート条例を改正し、構内営業の許可制度を新たに設けます（令和8年2月議会）。これに伴い、同条例施行規則を改正し、構内営業許可の手続き等について定めます。

4 規則等の案の内容

① 構内営業許可の申請に係る手続きに関する事項の新設（新規）

【改正しようとする理由】

静岡ヘリポート条例に新設する構内営業の許可（改正条例第12条）について、必要な手続きを定めるものです。

② 各種様式の制定・改正

【改正しようとする理由】

①の改正に伴い、各種手続きに必要な様式を定め、また、条例改正に伴い必要となる文言等の修正を行います。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和8年4月1日